

児童手当制度改正 申請確認フローチャート

現在、紀宝町から児童手当(特例給付)を受けている

はい

高校生年代の児童を養育している

はい

高校生年代の児童
は算定児童として
登録している

はい

児童に大学生年代の兄弟等がいて、その子を第1子とカウントしたときに、児童数が3人以上になる

はい

申請は不要です

児童に大学生年代の兄弟等がいて、その子を第1子とカウントしたときに、児童数が3人以上になる

はい

「額改定請求書」を提出してください

いいえ

はい

「額改定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

いいえ

児童を養育している方の中で所得の高い方は公務員である

はい

勤務先にお問い合わせください

いいえ

所得の高い方の住民票のある場所は紀宝町である

はい

児童に大学生年代の兄弟等がいて、その子を第1子とカウントしたときに、児童数が3人以上になる

はい

「新規認定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

いいえ

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください

いいえ

「新規認定請求書」を提出してください

※紀宝町に住民票のない高校生年代を養育している場合は、「別居監護申立書」と「住民票」の提出が必要です。役場福祉課にご連絡ください。